

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻になりましたので、これより、令和4年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>本日はお忙しい中、朝早くからご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>初めに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員が3名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名でございます。</p> <p>最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており、有効成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、島袋会長、西村委員からは、出張のため欠席というご報告をいただいております。</p> <p>よって、本日は、上江洲会長代理による議事進行となります。</p> <p>それでは、これからの議事進行を上江洲会長代理にお願い致します。</p>
上江洲会長代理	<p>これより、令和4年度第5回沖縄地方最低賃金審議会を開催致します。</p> <p>まず、はじめに、本日の議事録署名人ですが、労働側委員は照喜名委員、使用者側委員は親川委員にお願いしたいと思います。</p> <p>では、本日の議題の一つ目は、8月10日に当審議会で答申した内容に関して、異議の申出があり、この異議に関する審議ということになっております。異議の申出の経過について、事務局から説明をお願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>8月10日に沖縄地方最低賃金審議会から沖縄県最低賃金の改正決定に関する意見、答申の提出がなされたことから、最低賃金法第11条第1項に基づき、意見の要旨を同日から8月25日まで意見申出の公示を行っております。</p>

	<p>す。</p> <p>皆様のお手元に配布させていただきました会議資料の 1 番、1 ページから 3 ページを開けていただきますでしょうか。</p> <p>この資料 1 に写しが添付されておりますが、公示に対して、公示期間中の 8 月 22 日に同日付けの異議申出書を、沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明氏から、受理したところであります。</p> <p>最低賃金法第 11 条第 3 項におきまして、労働局長は、異議の申出があった場合には、地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないとなっておりますので、本日、審議会を開催させていただいたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>上江洲会長代理</p>	<p>それでは、西川沖縄労働局長から、「異議申出書」に関する諮問を頂きたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（ 事務局 マスコミ案内 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 西川沖縄労働局長 上江洲会長代理の席手前まで移動 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 西川沖縄労働局長 諮問文を読み上げ、上江洲会長代理に手交 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 事務局 委員及び傍聴人、マスコミへ、資料 2 写し配布の案内 ）</p> <p>ただ今、西川沖縄労働局長から諮問いただきましたので、早速、次第 1 の「異議申出」に係る検討を行ってまいりたいと思います。</p> <p>まずは、事務局から提出された「異議申出書」の概要について、説明をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい。「異議申出書」については、お手元の資料 1 として写しをお配りしております。異議申出書につきましては、申出書を受理しました当日の 22</p>

日に各委員にメールでお送りしておりますので、内容につきましては簡潔に説明させていただきます。

沖縄県労働組合総連合議長穴井輝明氏からの申立てについてですが、趣旨として、8月10日、沖縄県最低賃金に係る審議会意見(答申)について、最低賃金法が定める最低賃金は、「地域における労働者の生計費並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めなければならない。」との法の趣旨に照らして、生計費を考慮しているとは言えず、また、改定後の最低賃金853円は、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むために必要な金額とは到底言えず、再審議及び最低賃金額を1,500円とすることを求めるものである。

続きまして、理由の各項目ごとの概要です。

1点目は、「最低賃金法の目的に照らせば、労働者の生計費が最も重視されなければならない」との主張です。

2点目は、申出団体である沖縄県労連が2020年に実施した最低生計費調査による結果と比較し、「853円の最低賃金では生計費の約52%に過ぎず、生活のあらゆる局面で我慢を強いられる金額」とし、物価上昇を考慮すれば、必要な生計費は当然に上昇していることは明らかとの主張です。

3点目は、公示に参考添付された最低賃金と生活保護との比較において、生活保護に係る金額を少なく見せようとしているのではないかとの疑問点が残るとの主張です。

4点目は、県経済の発展のためにも、法的拘束力を持つ最低賃金を大幅に引き上げることが重要との主張です。

最後に、以上4点により、再審議し、少なくとも時間額1,500円に最低賃金を引き上げることが求めるとの主張です。

以上、概略の説明です。

上江洲会長代理	<p>各委員の皆さんには、事務局から異議申出書が事前に届いていたと思います。内容については、十分確認いただいているものと思います。</p> <p>今回の申出内容の趣旨としましては、当審議会の審議において、結論を出した金額(時間額853円)が低く、更なる増額(時間額1,500円)を行うために、再審議を求めるということになるとと思います。</p> <p>それでは、申出内容について、労使それぞれご意見があれば伺いたと思います。</p> <p>何か、ございますでしょうか。</p>
砂川委員	<p>砂川です。今回の853円という結論については、公労使で、専門部会で様々な観点から議論を尽くして出た結論だと思っておりますので、再審議は必要ないというふうに思っております。</p> <p>ただ我々としては、早期に1,000円、或いは連合が目指している1,500円という数字がありますので、それについて、早期に達成したいということではありますけれど、ただ、そこには、業務改善助成金とか、国の制度も併せて、拡充をするということも必要だと思っておりますので、これは労働組合の立場からも、常々、国に対しても行政に対しても申出を行っておりますが、今回については結論をお互いで確認していきますので、再審議については必要ないというふうに思っています。以上です。</p>
上江洲会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>使用者側、何かございますか。</p>
田端委員	<p>使用者側としては、今までの内容の中で、生計費が最も重視されなければならないということで主張されておりますけれど、審議の中で使用者側とし</p>

	<p>ては、コロナ禍の厳しい状況の中では、むしろ賃金支払い能力を考慮する必要があるのではないかと主張しておりました。</p> <p>それで、10月の発効ということについても、厳しい状況の中で準備期間が足りないのではないかと、発効日の延期についても申出をしたところでしたが、それが、かなわなかったことは残念なことですけど、ただ、付帯決議の中で、公労使一体となって、付帯決議3項目を受け取りました。</p> <p>今やるべきことは、853円になるということについて、引き上げる環境作りをするのが先なのかな、と。それと、労側意見にあったように、公労使で、審議を尽くした結果だと受け止めておりますので、この議論については、再審議はする必要はないというふうに理解しております。</p>
<p>上江洲会長代理</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、労使それぞれから意見頂きましたので、公益委員の方から何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>各委員からご意見をいただきました。再審議は必要ないという意見もいただきましたけれど、そこには、これまで審議を尽くしてきたこと、それと付帯決議、環境作りを最優先に進めていくことが大事だというご意見を頂戴いたしました。</p> <p>これらを踏まえて、改めてこれまでの審議の結果を振り返ることと、申出を頂いておりますので、その点についても内容を確認していきたいと思えます。</p> <p>まず、審議経過につきましては、7月21日に専門部会を開始しまして、7月29日第2回専門部会において、労使からの推薦参考人からの意見聴取及び基礎調査結果説明がありました。</p>

	<p>それから、8月3日の第3回専門部会では、労側は現行時間額820円にプラス34円、使側はプラス16円との額の提示をいただきました。</p> <p>その後、8月5日、9日、10日と専門部会を開催しまして、継続審議を実施しております。</p> <p>そして、労側プラス33円、使側プラス30円と歩み寄りをいただきましたが、3円の溝が埋まらなかったということで、同日の第4回本審で採決となり、プラス33円の時間額853円の改定額が妥当との答申をさせていただいたところです。</p> <p>各委員、審議会としても難しい判断となりましたが、皆様方に十分な審議を図っていただいたというふうに考えております。</p> <p>今、意見が出揃いましたので、他局の方でも答申結果が出ており、また異議申立書の内容についても改めて、事務局の方から説明を頂戴してもよろしいでしょうか。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>事務局の方から説明させていただきます。</p> <p>まず、他局の地方最低賃金審議会の答申状況についてですが、お手元の資料3番を開いていただきますでしょうか。</p> <p>委員の方には先にお知らせしておりますが、8月23日、47局の審議会での答申が出揃いました。資料3には厚生労働省が8月23日にHP公表した内容をそのまま添付させていただいております。</p> <p>現行水準から目安額、ABランクでは31円、CDランクでは30円の引き上げという目安が示されましたが、これに加えて、プラス0円からプラス3円までの上げ幅というのが、9ページを1枚開いてもらうと全国一覧となっておりますが、目安額との差額というのが、右の方にプラス1円とか、空欄の方は目安額どおりとなりますが、表示がされております。</p> <p>上げ幅の差額を見ますと、目安額プラス3円が5件、プラス2円が8件、</p>

プラス1円が9件、目安額どおりがプラス25件となっています。

沖縄はDランクに含まれますので、沖縄を含むDランク16件ございますが、この内、目安額のプラス3円が5件、プラス2円が8件、プラス1円が2件、目安どおりが1件となっています。

全体を見て、答申いただいた時間額853円で並ぶ県は、青森、秋田、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄の10県となります。

なお、時間額853円が全国最下位の額となります。

続きまして、頂きました異議申立書について、概要説明の部分で説明終わっておりますが、法律上の考え方、及び申立書の主張の3点目で、最低賃金と生活保護との比較について、ご意見いただいております。

これは、資料の方を、中央最低賃金審議会、及び事務局で同様のものを提出しておりますので、こちらの方は、再度事務局の方から説明をさせていただきます。

まず、申立書記載の項目3、最低賃金と生活保護との比較についての ですが、比較、最新の部分でいただきたいということなんですけど、全国の中賃の対応、地方審議会で行いました第2回本審、7月29日開催、同会議資料2で公開添付しておりますが、令和2年度の沖縄県最低賃金792円と同年度生活保護費の時間額換算で126円、最低賃金の方が上回っているというふうに公開報告させていただきます。

毎年、生活保護費の改定が10月に行われていることと、各地域最賃の改定答申が8月中に行われていることから、前々年度の比較額と当該額との比較となっています。

前年度との比較でも可能ではとのご意見もあるかと思いますが、単身被保護世帯数の確定時期との兼ね合いもあり、前年度分との比較ができないことから、前々年度確定額との比較をさせていただきます。

これについては、中央最低賃金審議会においての比較、目安小委員会で、

	<p>7月12日開催の資料2の3ページ以降と同様の記載となっております。地方においても同じ資料を使わせていただいております。</p> <p>続きまして、3の についての内容です。これについても、対象者について、20から40歳というものが適当ではないかということなんですが、これも同じく、中央最低賃金審議会で示された資料と同様のデータを根拠として、対象年齢についても同様のものを対象とさせていただきます。</p> <p>また、 において、後段の方で、住宅扶助が計上されていないという主張がありますが、これも公開させていただいた資料、中央最低賃金審議会、沖縄県の最低賃金審議会の資料も同じなんですが、住宅扶助の実績値を含めて計算がされております。</p> <p>最後に、法定の労働時間については、長時間労働の実績というものを、見るべきだという主張だと思うのですが、審議会においては、基本的には、法令の労働時間、週40時間を換算した173.8というものを一律使用しておりますので、本年度も中央、地方ともに同じ数字で計算を出させていただきます。</p> <p>以上、法令関係も含めて、項目3番についての資料の説明になります。以上です。</p>
<p>上江洲会長代理</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただ今、事務局から説明いただきました。</p> <p>答申については、目安プラス0円から3円の幅で答申がされ、Dランクにおいては、16県中15県が目安プラスアルファの結果になっているということでした。</p> <p>更に異議申立書に関しても、法令との関係で、指摘事項に関する説明もございました。</p> <p>今の事務局の説明に関して、何かご質問、確認されたいことがあれば、お願いしたいと思います。</p>

( な し )

それでは、確認はよろしいでしょうか。異議申出書に基づき、先日8月10日に答申を行った沖縄県地域別最低賃金について、改めて審議を行う必要があるか否かを決めたいと思います。

それでは、異議申出書に基づき、沖縄県地域別最低賃金について、更に審議を行う必要があると思われる委員は挙手をお願いします。

( な し )

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ただ今の結果で、再審議を行う必要があると思われる委員がいなかったということです。それでは、申出に対する当審議会の意見としましては、全会一致によりまして、「8月10日答申内容のとおり決定することが妥当であり、再審議を行う必要はない」との結論をもって、労働局長に答申することとしたいと思います。

よろしいでしょうか。

( は い )

ありがとうございます。

それでは、答申文の作成、配布があると思いますので、しばらくお待ちください。

( 答申文案が各委員に配布される )

各委員に答申案が配布されているかと思いますが、この答申案でよろしいでしょうか。ご確認をお願いします。

よろしいでしょうか。

よろしいようなので、案を取り、答申とさせていただきます。

( 答申写しが配布される )

それでは、答申に入らせていただきます。

	<p>( 事務局、マスコミへ案内アナウンス )</p> <p>( 西川沖縄労働局長、上江洲会長代理席前へ移動 )</p> <p>( 上江洲会長代理が答申文を読み上げ、西川沖縄労働局長へ手交 )</p> <p>( 事務局からマスコミへ撮影終了のアナウンス )</p> <p>それでは、事務局の方から、今後の予定について、説明をお願いしたいと思ひます。</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、ただ今、本審議会の答申がございましたので、この答申をもって、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続き(本省への官報公示手続)等を、本日これから行います。あくまでも最短での予定となりますが、官報公示は9月6日を見込んでおります。</p> <p>また、現時点におきましては、それから30日後に発効となりますので、発効日予定が10月6日土曜日となる予定であります。官報公示によりこの発効日は確定いたしますので、その際、10月6日の官報公示が確定次第、委員の皆様及び県内への広報周知を行うこととしております。以上です。</p>
上江洲会長代理	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議題2その他について、事務局より何かありましたらお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>事務局より、訂正報告をいたします。</p> <p>資料1番と、併せて資料4番をご確認ください。</p> <p>異議申出書項目の3の において、7月29日付けの第2回本審資料、8</p>

月10日答申及び工事における参考部分である「最低賃金と生活保護との比較」の「比較対象者」に係る表示が12歳から19歳となっておりますが、正しくは資料4に、赤い枠書きで、記載しておりますが、正しくは18歳から19歳です。

ですので、資料4の方、3点あります。すべて赤い枠書きになっております。

こちらにつきましては、中央最低賃金審議会にて示された資料と同様のデータを根拠として計算しておりますので、計算自体は同データで計算しております。事務局にて、年齢表記の誤植となります。

本件の誤植は、最低賃金法第11条第1項の基本要旨項目には当てはまらないということにはなりますけれど、あくまでも各資料、または答申及び公示においての比較に係る参考内容に係るものであり、最低賃金の審議の資料として提出しておりますので、訂正のご確認をお願いしたいというふうに思います。

修正案、ひとつずつ確認させていただきます。

まず、11ページの方が、一番上の方に書いてありますが、令和4年7月29日、第2回本審で提供させていただいた沖縄県の生活保護と最低賃金との比較、資料2と。一番上に12歳～19歳と書いてあります。

1枚めくって13ページを開けていただきますと、12～19歳のところが、正しくは18～19歳と。これがまず1か所。

もう1枚めくっていただいて、答申が令和4年8月10日にださせていただいて、これの写しを付けさせていただいております。1枚めくっていただいて、17ページに別紙2としまして、同じように比較対象者が12～19歳と書いてありますが、正しくは2枚めくっていただいて、修正後案となっておりますが、21ページに18～19歳と。これが2点目です。

3点目、23ページを開いていただくと、一番上に令和4年8月10日、沖

	<p>縄労働局一般公示第4-67号。1枚めくっていただき裏の24ページのところが同じように、12～19歳。正しくは26ページの方で、18～19歳という修正案を一式付けさせていただいております。</p> <p>修正案は以上のとおりで、追加でご報告になりますが、同誤植については、令和元年までは12歳から19歳という表記が正しい表記でありました。</p> <p>2019年のときに最低賃金法の改正、生活保護費との比較をするようにと法改正が行われて、それに合わせて令和2年7月からこの最低賃金との比較の年齢区分表示を18歳から19歳に改めて、これを受けて年齢区分の見直しが行われた。それが、この沖縄労働局の資料については、年齢区分の見直し後もそのままの表記であったため、令和2年以降、誤植のままであったこととなります。以上、審議会において、現在の訂正の確認をいただき、御了解いただけましたら、今年度分審議会の関係書類の必要箇所を訂正して、差し替え等の記事の対応をしたいというふうに思っております。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>上江洲会長代理</p>	<p>それでは、ただ今の訂正報告に係る確認となります。最低賃金と生活保護に係る資料の年齢表記の訂正について、誤植というのがございました。この訂正について、提案のとおりとしてよろしいでしょうか。</p> <p>皆さんの中で、今の説明の中で確認したいという点がありましたら、お願いいたします。</p> <p>何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">( な し )</p> <p>それでは、よろしいようですので、案のとおり訂正をさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、私の方からも、一言。計算は正しいと思いますが、単純な誤植の無いように、今後は手順の徹底をお願いしたいと思います。</p>

	<p>それでは、最後に、西川局長よりご挨拶をいただけるということなので、お願いしたいと思います。</p>
西川沖縄労働局長	<p>本日は異議申出に対するご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>まずは、先程、審議会長代理から指摘がありました。審議会の資料に誤植があったということ、私から改めてお詫び申し上げます。今後同様なことがないように再発防止に努めてまいります。</p> <p>先程、8月10日に行われた審議会の答申どおりに決定することが適切ということで、結論をいただきましたので、我々労働局としましては、本答申を最大限尊重して、答申どおりの改定額として、本日より公示の手続きを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>沖縄県の最低賃金は、早ければ10月6日から853円という形になります。</p> <p>一方、本日の審議の中でも労使双方から御意見がありました、引上げに向けた環境整備、これについては付帯決議を全会一致でまとめていただきまして、我々この付帯決議の内容については重く受け止めております。</p> <p>しっかりと対応していかなければならないと考えております。</p> <p>現在、付帯決議に関する対応については、関係行政機関への協力要請、特に中小、小規模事業者への支援策のとりまとめなど、検討を進めているところであります。</p> <p>この状況については、順次発表していけるよう、鋭意検討を進めていくこととしております。</p> <p>委員の皆様方には、そうした周知のご協力も、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今回の御審議で、今年度の沖縄県最低賃金審議会、地域別の最低賃金につきましては、審議を終了することとなります。</p> <p>先程も申し上げたとおり、8月10日の審議会答申におきましては、公労使</p>

	<p>双方それぞれの立場から真摯に御議論をいただきまして、答申をとりまとめでいただきました。</p> <p>私から改めて、感謝を申し上げます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p> <p>今後とも、労働行政に対する委員の皆様の御協力、御理解を賜ること、お願いを申し上げますと私の挨拶と致します。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
<p>上江洲会長代理</p>	<p>西川局長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日審議会で予定されていた議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第5回沖縄地方最低賃金審議회를終了したいと思います。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>

## 令和4年度第5回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年8月26日(金) 9:30~10:11
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用中会議室2階
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、敬称略)  
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、照喜名朝和、石川修治、宮城千絵 敬称略)  
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
  - (1) 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
  - (2) その他
- 5 議事要旨
  - (1) 沖縄県最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について、全会一致により、「8月10日答申内容のとおり決定することが妥当であり、再審議を行う必要はない」との結論をもって、労働局長へ答申を行った。

以上



沖地最審第7号  
令和4年8月26日

沖縄労働局長  
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
会長 島袋 秀勝

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月26日貴職から、8月22日付け沖縄県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。